

伊賀市告示第 226 号

伊賀市立あやま保育所民営化事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 6 年 5 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市立あやま保育所民営化事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 伊賀市立あやま保育所（以下「あやま保育所」という。）を民営化するに当たり、その運営を移管する事業者（以下「事業者」という。）を公平かつ適正に選定するため、附属機関の設置等に関する条例(平成 19 年伊賀市条例第 31 号)第 2 条の規定に基づき、伊賀市立あやま保育所民営化事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 募集要領の確認に関すること。
- (2) 評価の基本方針の設定に関すること。
- (3) 事業計画書等の審査及び事業者の選定に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保育に関し知識経験を有する者
- (2) 経理に関し知識経験を有する者
- (3) あやま保育所の入所児童の保護者
- (4) あやま保育所の所在地の住民自治協議会等を代表する者
- (5) 伊賀市社会福祉事務所長
- (6) あやま保育所長

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、会議録は、伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条各号に該当する情報を除き、公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報（市又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の排斥)

第8条 委員は、第2条に規定する所掌事務に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部保育幼稚園課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年5月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、事業者の選定が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

伊賀市告示第 227 号

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想策定業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年5月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想策定業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想策定業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により特定するため、附属機関の設置等に関する条例（平成 19 年伊賀市条例第 31 号）第2条及び伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成 25 年伊賀市告示第 176 号）第7条の規定に基づき、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 評価の基本方針の設定に関すること。
- (3) 提案書等の審査及び候補者の特定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、候補者の特定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、候補者の特定が完了する日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、会議録は、伊賀市情報公開条例(平成16年伊賀市条例第15号)第7条各号に該当する情報を除き、公開とする。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た情報(市又は委員会が公表した情報を除く。)を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、伊賀市プロポーザル方式実施要綱第14条に規定するプロポーザル提案書提出者の役員となり、又は関連する職務に従事してはならない。

(委員の排斥)

第7条 委員は、第2条の所掌事務に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年5月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、候補者の特定が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失

う。

別表（第3条関係）

伊賀市人権生活環境部長 名張市地域環境部長 笠置町税住民課長 南山城村建設 環境課長 三重県伊賀地域防災総合事務所環境室長
--

伊賀市告示第 228 号

伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 5 月 3 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、伊賀市（以下「本市」という。）において再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、太陽光発電設備等の導入に係る経費を補助する伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金（以下「補助金」という。）の交付について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象設備）

第 2 条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げる設備であって、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 太陽光発電設備 次のアからエまでに掲げる要件を全て満たすもの

- ア 市販されている製品であること。
- イ 中古設備でないこと。
- ウ リースによる又は第三者が所有する設備でないこと。
- エ 増設又は買替えに係る設備でないこと。

(2) 蓄電池 次のアからコまでに掲げる要件を全て満たすもの

- ア 市販されている製品であること。
- イ 前号に掲げる太陽光発電設備の付帯設備であること。
- ウ 中古設備でないこと。
- エ リースによる又は第三者が所有する設備でないこと。
- オ 増設又は買替えに係る設備でないこと。
- カ 前号に掲げる太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電する設備であって、

平時において充放電を繰り返すことを前提としたものであること。

キ 停電時にのみ利用する非常用予備電源でないこと。

ク 定置用であること。

ケ 蓄電池の価格（工事費を含み、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額。以下同じ。）の蓄電容量 1 kWh 当たりの額（小数点以下第 2 位未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）が 15 万 5,000 円以下であること。

コ 別記の仕様を満たすものであること。

（補助対象経費）

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象設備の購入費用及び設置に係る工事費用とする。ただし、補助金に係る規則第 5 条第 1 項に規定する交付の決定の前に当該購入費用及び工事費用に係る契約を締結しているときは、補助金の交付の対象としない。

（補助対象者）

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市内で自ら所有し、及び居住する住宅等の屋根に補助対象設備を設置する者
- (2) 規則第 12 条第 2 項の規定による実績の報告を行う時点において、補助対象設備を設置する住宅等の所在地を住所地として住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定による本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 本市に納付すべき市税を滞納していない者
- (4) 補助対象設備について、国、県等から他の補助金等を受けていない者
- (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「F I T 制度」という。）又は F I P（Feed in Premium）制度の認定を取得しない者
- (6) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給を行わない者
- (7) 再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に定める遵守事項（専ら F I T 制度の認定を受けた者に対するものを除く。）に準拠して設置する者
- (8) 補助対象設備により発電した電力量の 30%以上を当該補助対象設備を設置する

住宅等の敷地内で自ら消費する者

- (9) 発電した電力量のうち自家消費できない電力を売電する場合にあつては、当該電力に環境価値を紐づけたまま売電することができる者
- (10) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わない者
- (11) 伊賀市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を持っている者又はその者の世帯員が暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を持っている者でないこと。

（補助金の額等）

第 5 条 補助金の額は、次に掲げる補助対象設備に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光発電設備の発電出力（単位を kW とした場合における太陽光モジュールの J I S 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の値（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた値））に 1kW 当たり 7 万円を乗じた額とする。ただし、70 万円を限度とする。
- (2) 蓄電池 蓄電池の価格の 3 分の 1 に相当する額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、蓄電容量が 10kWh を超えるときは、蓄電池の 1kWh 当たりの額に 10 を乗じた額の 3 分の 1 に相当する額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

2 補助金の交付は、一の住宅につき及び補助対象者 1 人につき 1 回限りとする。

（補助金の交付申請の様式等）

第 6 条 補助金に係る規則第 4 条第 1 項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 補助対象設備の設置に係る見積書（見積金額の内訳が確認できるもの）の写し
- (2) 補助対象設備の設置場所及びその付近の見取図
- (3) 補助対象設備の設置予定箇所の写真
- (4) 補助対象設備（付帯するパワーコンディショナーを含む。）の仕様等が確認できる書類の写し

- (5) 補助対象者及び補助対象設備の設置に係る施工事業者が第4条に掲げる要件を遵守する旨を記載した誓約書
- (6) 補助対象設備により発電した電力の消費量計画書（第4条第8号の要件を満たすことを示すもの）
- (7) 委任状（申請等を委任する場合に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
（補助金の交付決定等の通知の様式）

第7条 補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 補助金に係る規則第7条第2項の規定による交付しないことの決定の通知は、伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（変更等の承認申請の様式等）

第8条 補助金に係る規則第6条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第4号）により行うものとする。この場合において、当該申請が変更の申請であるときは、第6条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付するものとする。

- 2 補助金に係る規則第6条第1項第2号に規定する市長が定める軽微な変更は、前条第1項の規定により交付決定した補助金の額の変更がない場合であって、市長が認めるものとする。

- 3 補助金に係る規則第7条第3項の規定による変更又は中止若しくは廃止の承認の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第5号）により行うものとする。

（実績報告の様式等）

第9条 補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 補助対象設備の設置に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し

- (2) 補助対象設備の設置に係る費用の支払いが確認できる書類及び当該費用の内訳が確認できる書類の写し
- (3) 設置した補助対象設備（付帯するパワーコンディショナーを含む。）についてメーカー、型番等が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象設備の保証書の写し
- (5) 住宅の引渡しを受けた日が確認できる書類の写し（補助対象設備の設置が住宅の新築又は建売住宅の購入に伴うものである場合に限る。）
- (6) 一般送配電事業者との発電設備の系統連系に係る契約書等の写し
- (7) 余剰電力の売電に係る売電契約書等の写し（接続契約、売電契約等をする場合に限る。）
- (8) 第6条各号に掲げる書類のうち内容等に変更があったもの（前条第2項に規定する軽微な変更があった場合に限る。）
- (9) 補助対象設備の設置状況を把握できる写真
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の報告は、次の各号のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 前項第4号の保証書に記載された保証開始日（補助対象設備の設置が住宅の新築又は建売住宅の購入に伴う場合にあつては、当該保証開始日又は当該住宅の引渡しを受けた日のいずれか遅い日）から起算して90日を経過する日
- (2) 補助金の交付の申請を行う日の属する年度（以下「申請年度」という。）の1月10日（その日が伊賀市の休日を定める条例（平成16年伊賀市条例第2号）に定める市の休日（以下「市の休日」という。）である場合は、その直後の市の休日でない日）
（補助金の額の確定通知の様式）

第10条 補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 補助金に係る規則第16条に規定する交付は、伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付請求書（様式第8号）による請求に基づき行うものとする。

2 前項の請求は、次の各号のいずれか早い日までに市長に対し行うものとする。

- (1) 前条の通知を受けた日から起算して30日を経過する日

(2) 申請年度の1月末日（その日が市の休日の場合は、その直前の市の休日でない日）
（財産の処分の制限に関し市長が定める期間等）

第12条 補助対象設備に係る規則第22条ただし書に規定する市長が定める期間は、法定耐用年数の期間とし、同条第2号に規定する市長が指定するものは、1件の取得価格が50万円以上のものとする。

2 補助対象設備に係る規則第22条に規定する市長の承認は、あらかじめ伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金財産処分等承認申請書（様式第9号）により市長に申請し、これを受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により補助対象設備の処分等をする場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、国の承認を経て当該財産処分等を承認すべきと認めるときは、伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金財産処分等承認通知書（様式第10号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（延滞金）

第13条 補助金に係る規則第20条第1項に規定する延滞金は、同項の規定にかかわらず、補助金の受領の日から規則第19条第1項又は第2項の規定により命ぜられた返還金の納付の日までの日数に応じ、当該返還金に年10.95パーセントの割合を乗じて計算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第18条第1項の規定による取消しが補助対象設備の設置に係る違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等によるときは、当該延滞金は、規則第19条第1項又は第2項の規定により命ぜられた返還金の納期限の日の翌日から納付までの日数に応じ、当該返還金に年10.95パーセントの割合を乗じて計算するものとする。

（自家消費割合の報告）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から3年の間、伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金自家消費割合報告書（様式第11号）により第4条第8号の要件に係る報告を求めることができる。

2 前項に規定する報告は、当該報告の内容を確認することができる書類その他市長が必要と認めるものを添付して行うものとする。

(関係書類の保存)

第 15 条 補助金に係る規則第 17 条第 1 項に規定する帳簿及び書類は、第 12 条に規定する期間を経過しないときは、規則第 17 条第 2 項の規定にかかわらず、当該期間を経過するまでの間保存しなければならない。

(補助金の終期)

第 16 第 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和 9 年度までとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 229 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 4 年上野市告示第 64 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

上野農人町自治会

代表者の氏名 早瀬 晴信

代表者の住所 伊賀市上野農人町 439 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 西村 博章

新代表者の氏名 早瀬 晴信

旧代表者の住所 伊賀市上野農人町 364 番地

新代表者の住所 伊賀市上野農人町 439 番地の 1

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 28 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 230 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 27 年伊賀市告示第 81 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

伊賀市別府区

代表者の氏名 宮崎 慶輔

代表者の住所 伊賀市別府 325 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 藤崎 嘉久

新代表者の氏名 宮崎 慶輔

旧代表者の住所 伊賀市別府 434 番地

新代表者の住所 伊賀市別府 325 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 21 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 231 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 15 年青山町告示第 10 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

川上区

代表者の氏名 川竹 英文

代表者の住所 伊賀市川上二丁目 5 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 萱室 和千

新代表者の氏名 川竹 英文

旧代表者の住所 伊賀市川上二丁目 8 番地

新代表者の住所 伊賀市川上二丁目 5 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 21 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 232 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年大山田村告示第 4 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

平松区

代表者の氏名 杉尾 直樹

代表者の住所 伊賀市上阿波 67 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 松岡 和美

新代表者の氏名 杉尾 直樹

旧代表者の住所 伊賀市上阿波 14 番地

新代表者の住所 伊賀市上阿波 67 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 20 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 233 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 139 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

春日丘区

代表者の氏名 宮田 清孝

代表者の住所 伊賀市川東 3408 番地

2 変更事項

規約に定めた解散の事由

旧解散の事由

この会は、地方自治法第 260 条の 20 第 2 号から第 6 号の規定により解散する。

新解散の事由

この会は、地方自治法第 260 条の 20 第 2 号から第 5 号の規定により解散する。

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 23 日

4 変更の理由

規約の一部改正による変更

伊賀市告示第 234 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年上野市告示第 39 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

枳川区会

代表者の氏名 福井 良美

代表者の住所 伊賀市枳川 2 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 森北 秀雄

新代表者の氏名 福井 良美

旧代表者の住所 伊賀市枳川 95 番地

新代表者の住所 伊賀市枳川 2 番地の 1

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 14 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 235 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 27 年伊賀市告示第 130 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

伊賀市猪田西出区

代表者の氏名 簗内 清一

代表者の住所 伊賀市猪田 2441 番地の 2

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 中森 正美

新代表者の氏名 簗内 清一

旧代表者の住所 伊賀市猪田 2595 番地

新代表者の住所 伊賀市猪田 2441 番地の 2

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 7 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 236 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 28 年伊賀市告示第 163 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

子延区

代表者の氏名 西村 保徳

代表者の住所 伊賀市上阿波 4150 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 辻分 文平

新代表者の氏名 西村 保徳

旧代表者の住所 伊賀市上阿波 4115 番地

新代表者の住所 伊賀市上阿波 4150 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 20 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 237 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年上野市告示第 104 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

車坂町自治会

代表者の氏名 松村 賢次

代表者の住所 伊賀市上野車坂町 615 番地の 59

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 町野 公一

新代表者の氏名 松村 賢次

旧代表者の住所 伊賀市上野車坂町 726 番地

新代表者の住所 伊賀市上野車坂町 615 番地の 59

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 14 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 238 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年青山町告示第 54 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

老川区会

代表者の氏名 新 喜夫

代表者の住所 伊賀市老川 331 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 杉森 啓治

新代表者の氏名 新 喜夫

旧代表者の住所 伊賀市老川 1572 番地

新代表者の住所 伊賀市老川 331 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 28 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 239 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 30 年伊賀市告示第 183 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

北山区

代表者の氏名 西田 辰雄

代表者の住所 伊賀市北山 685 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 森永 典生

新代表者の氏名 西田 辰雄

旧代表者の住所 伊賀市北山 680 番地

新代表者の住所 伊賀市北山 685 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 14 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 240 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 19 年伊賀市告示第 23 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

白檜自治会

代表者の氏名 山盛 雅弘

代表者の住所 伊賀市白檜 1184 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 恵川 俊久

新代表者の氏名 山盛 雅弘

旧代表者の住所 伊賀市白檜 586 番地

新代表者の住所 伊賀市白檜 1184 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 241 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 25 年伊賀市告示第 10 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

上之庄区

代表者の氏名 山崎 秀平

代表者の住所 伊賀市上之庄 2085 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 川口 典雄

新代表者の氏名 山崎 秀平

旧代表者の住所 伊賀市上之庄 1013 番地

新代表者の住所 伊賀市上之庄 2085 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 3 月 10 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 242 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 23 年伊賀市告示第 7 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

桂区

代表者の氏名 川崎 俊昭

代表者の住所 伊賀市桂 53 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 高村 傑

新代表者の氏名 川崎 俊昭

旧代表者の住所 伊賀市桂 89 番地

新代表者の住所 伊賀市桂 53 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 243 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 168 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

木興町自治会

代表者の氏名 上西 利直

代表者の住所 伊賀市木興町 15 番地の 19

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 福德 大司

新代表者の氏名 上西 利直

旧代表者の住所 伊賀市木興町 2129 番地の 6

新代表者の住所 伊賀市木興町 15 番地の 19

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 14 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 244 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 26 年伊賀市告示第 151 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

上友生区

代表者の氏名 里 昌信

代表者の住所 伊賀市上友生 1186 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 林 博

新代表者の氏名 里 昌信

旧代表者の住所 伊賀市上友生 723 番地

新代表者の住所 伊賀市上友生 1186 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 13 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 245 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年上野市告示第 10 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

法花区

代表者の氏名 兼本 政一

代表者の住所 伊賀市法花 550 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 峯 幸彦

新代表者の氏名 兼本 政一

旧代表者の住所 伊賀市法花 2790 番地の 3

新代表者の住所 伊賀市法花 550 番地の 1

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 14 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 246 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年上野市告示第 101 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

木田原自治会

代表者の氏名 中島 義勝

代表者の住所 伊賀市西高倉 2006 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 稲垣 由和

新代表者の氏名 中島 義勝

旧代表者の住所 伊賀市西高倉 2241 番地

新代表者の住所 伊賀市西高倉 2006 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 27 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 247 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 9 年上野市告示第 77 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

ハイツ芭蕉区

代表者の氏名 山本 昭継

代表者の住所 伊賀市千歳 1996 番地の 4

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 味岡 一博

新代表者の氏名 山本 昭継

旧代表者の住所 伊賀市千歳 1996 番地の 154

新代表者の住所 伊賀市千歳 1996 番地の 4

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 28 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 248 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 4 年上野市告示第 39 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

朝日ヶ丘町自治会

代表者の氏名 入江 幸男

代表者の住所 伊賀市朝日ヶ丘町 337 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 坂本 武人

新代表者の氏名 入江 幸男

旧代表者の住所 伊賀市朝日ヶ丘町 194 番地

新代表者の住所 伊賀市朝日ヶ丘町 337 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 3 月 31 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 249 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 15 年上野市告示第 106 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 31 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

上野相生町自治会

代表者の氏名 日野 昌一

代表者の住所 伊賀市上野相生町 2829 番地の 4

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 松本 貢

新代表者の氏名 日野 昌一

旧代表者の住所 伊賀市上野相生町 2829 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市上野相生町 2829 番地の 4

3 変更の年月日

令和 6 年 4 月 27 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 250 号

伊賀鉄道電力料金高騰対策助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 5 月 31 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀鉄道電力料金高騰対策助成金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀鉄道電力料金高騰対策助成金交付要綱（令和 5 年伊賀市告示第 252 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第 26 条」を「から第 27 条まで」に改める。

第 3 条中「令和 6 年 3 月」を「令和 7 年 3 月」に改める。

第 5 条第 1 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「申請しようとする助成対象電力料金に係る月の属する年度の末日」に改め、同条第 2 項中「助成対象電力料金」を「同一年度の助成対象電力料金」に、「ついて複数回」を「ついては、複数回」に改める。

第 6 条第 1 項中「、規則第 12 条及び規則第 14 条第 1 項の規定にかかわらず」及び「交付すべき」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、規則第 14 条第 1 項の規定は、適用しない。

附則第 2 項中「令和 6 年 5 月 31 日」を「令和 7 年 5 月 31 日」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 5 月 31 日から施行する。

伊賀市告示第251号

伊賀市窓口業務時間外延長実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年5月31日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市窓口業務時間外延長実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市窓口業務時間外延長実施要綱（平成18年伊賀市告示第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号を削る。

第4条ただし書を削る。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。